

市第87号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 令 都市公園法施行令（昭和31年政令第 290 号）をいう。

第 3 条の次に次の 4 条を加える。

（公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第 3 条の 2 法第 3 条第 1 項に規定する条例で定める基準は、次条及び第 3 条の 4 に定めるところによる。

（市民 1 人当たりの公園の敷地面積の標準）

第 3 条の 3 横浜市の区域内の公園の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第 3 条の 4 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように横浜市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等の災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところ

によりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として横浜市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び横浜市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園であって休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観

賞の用に供することを目的とする公園等の前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第 3 条の 5 法第 4 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100 分の 2 とする。

2 令第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 20 を限度として第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前 3 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに公園施設の設置基準を定めるため、横浜市公園条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（用語の定義）

第 2 条 この条例で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（第 1 号省略）

(2) 令 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）
をいう。

(3) （本文省略）

(2)

(4) （本文省略）

(3)

(5) （本文省略）

(4)

(6) （本文省略）

(5)

(7) （本文省略）

(6)

（公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第 3 条の 2 法第 3 条第 1 項に規定する条例で定める基準は、次条及び第 3 条の 4 に定めるところによる。

（市民 1 人当たりの公園の敷地面積の標準）

第 3 条の 3 横浜市の区域内の公園の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第 3 条の 4 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように横浜市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等の災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところ

によりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として横浜市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び横浜市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園であって休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観

賞の用に供することを目的とする公園等の前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第 3 条の 5 法第 4 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100 分の 2 とする。

2 令第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 20 を限度として第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前 3 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

都市公園法（抜粋）

(都市公園の設置基準)

第 3 条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(公園施設の設置基準)

第 4 条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物 (建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。) の建築面積 (国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。) の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、 100 分の 2 を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合 (国の設置に係る都市公園にあつては、 100 分の 2) を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲 (国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲) 内でこれを超えることができる。

(第 2 項省略)